

(資料三)

平成二十八年五月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例	4
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	6

平成28年5月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第85号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じて、議会の議員その他非常勤の職員についても同様の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金との調整の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第86号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

経済情勢の変動に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げること。

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
一般運送契約以外の契約	1日当たり	1日当たり
自動車借入契約	15,300円	15,800円
燃料供給契約	7,350円	7,560円

(2) ポスターの作成に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
-----	-----	-----

ポスター 掲示場の 数が 500 以下であ る場合	1 枚当たり 510円48銭にポスター掲 示場の数を乗じて得た金 額に301,875円を加えた 金額をポスター掲示場の 数で除して得た金額	1 枚当たり 525円 6 銭にポスター掲 示場の数を乗じて得た金 額に310,500円を加えた 金額をポスター掲示場の 数で除して得た金額
ポスター 掲示場の 数が 500 を超える 場合	1 枚当たり 26円73銭にその500を超 える数を乗じて得た金額 に557,115円を加えた金 額をポスター掲示場の数 で除して得た金額	1 枚当たり 27円50銭にその500を超 える数を乗じて得た金額 に573,030円を加えた金 額をポスター掲示場の数 で除して得た金額

(3) ビラの作成に係る公費負担の限度額

区 分	改正前	改正後
ビラの作成枚数が 5 万枚以下である 場合	1 枚当たり 7 円30銭	1 枚当たり 7 円51銭
ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場 合	1 枚当たり 365,000円と 4 円88 銭にその 5 万枚を超 える枚数を乗じて得 た金額との合計金額 を当該ビラの作成枚 数で除して得た金額	1 枚当たり 375,500円と 5 円 2 銭にその 5 万枚を超 える枚数を乗じて得 た金額との合計金額 を当該ビラの作成枚 数で除して得た金額

3 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

第87号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 引用する条項の整理

イ その他規定の整備

(2) 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 引用する条項の整理

イ その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第88号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

農地法に基づく事務のうち、次の事務を大田市及び雲南市に権限移譲すること。

(1) 農地の転用の許可

(2) 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県等との協議

- (3) 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合における協議に係る農業委員会への意見の聴取
- (4) 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可
- (5) 国又は都道府県等が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合の当該国又は都道府県等との協議
- (6) 国又は都道府県等が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合における協議に係る農業委員会への意見の聴取
- (7) 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
- (8) 占有者への立入調査等の通知又は公示
- (9) 所有者等に対する損失の補償
- (10) 農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構からの報告の徴取
- (11) 違反転用に対する監督処分
- (12) 違反転用に対する原状回復等の措置又は公告及び費用の徴収
- (13) 違反転用に対する措置の要請の受理
- (14) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定による経過措置に係る農業委員会ネットワーク機構への意見の聴取

3 施行期日

大田市に係るものについては平成28年10月1日から、雲南市に係るものについては平成29年1月1日から施行する。

第89号議案

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立島根県民会館の耐震改修工事に伴い、及び有料施設等を新設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 施設の座席数及び面積の変更に伴い、利用料金に係る基準額を次のとおり改定すること。

ア 大ホール

区 分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
平日	円 32,260	円 43,020	円 53,780	円 64,530	円 86,040	円 107,560
土、日曜日及び休日	38,720	51,620	64,530	77,440	103,250	129,070

イ その他

種 別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
202会議室	円 1,910	円 2,550	円 3,190	円 4,150	円 5,420	円 6,380
301会議室	6,330	8,440	10,550	13,720	17,940	21,100
302会議室	3,450	4,600	5,750	7,480	9,780	11,500
306会議室	3,160	4,220	5,270	6,860	8,970	10,550
307会議室	3,900	5,200	6,500	8,460	11,060	13,010

- (2) 施設の利用料金に係る基準額を新設すること。

種 別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
203会議室	円 1,620	円 2,170	円 2,710	円 3,530	円 4,610	円 5,430

- (3) 映写機の利用料金に係る基準額を改定すること。

改正前	改正後
1回1点につき 11,530円以内	1回1点につき 12,290円以内

- (4) 第3多目的ホールの利用料金に係る基準額を廃止すること。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第90号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

水力発電所を設置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

発電所の設置

名 称	最 大 出 力
田井発電所	100キロワット

3 施行期日

平成28年8月1日から施行する。